

保全活動支援事業に関するガイドライン

第1 趣旨

当ガイドラインは、棚田等の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために行う「棚田地域等保全対策事業」において、住民組織等が行う保全活動に要した経費等への助成を行う「保全活動支援事業」の実施について、以下のとおり定めるものである。

第2 活動の実施主体

活動の実施主体となる住民組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農地や土地改良施設（以下「農地等」という。）の保全・利活用に係る活動（以下「保全活動」という。）を実施する組織で、農業者、地域住民等を主たる構成員とし、保全活動を継続的に実施することが可能であること。
- 2 保全活動の登録を受けていること（以下、「支援対象組織」という。）

第3 活動の内容等

助成対象となる保全活動は、別表1のとおりとする。

第4 対象地域

山腹・丘陵や台地地帯等で、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の1/2以上を占める地域とする。

第5 助成額及び助成期間等

助成額、助成期間及び保全活動に要した経費は別表2のとおりとし、保全活動に要した経費とは、定期的に実施される農地等の有する公益的機能の良好な発揮に資する保全活動に支援対象組織が要した経費とする。

第6 実施の手続き

1 登録申請の要請

(1) 支援対象組織

支援を受けようとする支援対象組織は、組織の活動等を定めた協定書等（以下「集落協定」という。）を添付して、事業の対象となる活動を行う年度（以下、「活動年度」という。）の前年度の3月末までに別記様式第1号により市町村長に登録申請の要請を行うものとする。

なお、集落協定には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 組織の代表者

イ 組織の構成員

ウ 組織の運営

エ 組織の保全活動に係る棚田等の位置・範囲及び権利関係

オ 市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等（以下、「方針等」という。）に沿って、一定期間にわたり耕作放棄地の解消・防止と農地等の適正な保全・利活用のために行う活動内容に関する事項

※方針等については、農地等が有する多面的な公益的機能の維持・増進のため、これらの農地等の保全・利活用の促進が必要な地域について、その範囲、農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画との関係等が明らかにされているものとする。

カ 事業概要票及び活動計画書

(2) 市町村

支援対象組織から登録申請の要請を受けた市町村長は、方針等との整合等を確認のうえ、集落協定を添付して、活動年度の4月10日までに別記様式第2号により所管する地域振興局・支庁等農村整備課長等（以下、「農村整備課長」という。）に登録申請を行うものとする。

(3) 農村整備課

農村整備課長は、登録申請を受けた場合、提出のあった集落協定等の内容を審査し、適当と認めたものについて、活動年度の4月末までに農村振興課長へ進達する。

2 登録の通知

農村振興課長は、登録申請を受けた場合、当該集落協定の内容が持続的な農地等の保全・利活用に資するものであり、当該助成対象組織がこれを適正に実施できると認められる場合には、これを登録し、その旨を振興局と通じて、別記様式第3号により5月末までに市町村長へ通知するものとする。

また、登録の通知を受けた市町村長は、速やかに支援対象組織に登録の決定を通知するものとする。

第7 推進体制

県は、棚田等保全活動の効果的な推進に努めるものとし、棚田等保全協議会かごしま及び当該土地改良区等との連携を図るものとする。

また、本事業を円滑に推進するため、関係各機関は、協力して指導・支援にあたる。

第8 その他

中山間地域等直接支払制度（以下「直接支払」という。）の指定を受けている地域で棚田等保全活動を実施する場合は、直接支払の共同取組活動と重複しないよう特に注意すること

附 則

- 1 このガイドラインは、平成13年5月10日から施行する。
- 2 このガイドラインは、平成21年1月 5日から施行する。
- 3 このガイドラインは、平成25年4月 1日から施行する。
- 4 このガイドラインは、令和 3年4月20日から施行する。

別表 1

助成対象となる保全活動

区 分	活動内容
1 農地等の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農道・水路等の維持・管理等の活動 ・耕作放棄地保全・利活用活動 ・棚田等オーナー活動 ・農業体験提供活動 ・地域外住民への棚田保全の理解促進活動 (イベント等の実施) ・その他の保全活動
2 都市住民等との連携による農地等の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民等への棚田の保全等の理解促進を図るとともに、都市住民等と連携して取り組む上記 1 の活動

※都市住民等とは、地域内の企業、非農業者を含む。

別表 2

助成額、助成期間及び保全活動に要した経費

区 分	助成額	助成期間	助成対象経費
1 農地等の保全活動	・新規地区、 継続地区	・300 千円(上限) ／年間	・登録後 5 年間
	・再登録地区	・200 千円(上限) ／年間	・登録後 6 年目以降
2 都市住民等との連携による農地等の保全活動	・新規登録、 継続地区、 再登録地区	・300 千円(上限) ／年間	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・賃金 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他必要と認められるもの

※助成額については、登録後 5 年間の新規地区、継続地区を優先とし予算の範囲内で助成する。

(別記様式第1号)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

組 織 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

保全活動支援事業支援対象組織登録申請書

鹿児島県保全活動支援事業に関するガイドライン第6の1の規定に基づき、下記の組織を支援対象組織として登録されたく、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 組 織 名
- 2 代表者氏名
- 3 活 動 地 区 地区
- 4 添 付 書 類
 - (1) 集落協定書
 - (2) 棚田等保全エリアマップ
 - (3) 概要表（別紙1及び1-1）
 - (4) 棚田等保全活動計画書（別紙2）
 - (5) その他参考資料

(別記様式第2号)

〇〇〇第〇〇〇号
年 月 日

鹿児島県 農村振興課長 殿

市町村長

保全活動支援事業支援対象組織登録申請書

鹿児島県保全活動支援事業に関するガイドライン第6の1の規定に基づき、下記の組織を支援対象組織として登録されたく、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 組 織 名
- 2 代表者氏名
- 3 活 動 地 区 地区
- 4 添 付 書 類
 - (1) 集落協定書
 - (2) 棚田等保全エリアマップ
 - (3) 概要表（別紙1及び1-1）
 - (4) 棚田等保全活動計画書（別紙2）
 - (5) その他参考資料

(別紙 1)

保全活動支援事業概要表

市町村名 _____

活動地区名 _____

支援対象組織名 _____

1 市町村の概要

2 棚田等地域の概要(開墾起源・法面の構造等)

3 棚田等の保全状況及び今後の方針

4 棚田等保全活動計画

(1) 活動内容

(2) 活動経費

事業費 (千円)		うち支援団体等からの寄付金 (千円)	
目的			
活動内容等	区分(別表1)	事業費 (千円)	活動内容
他事業との関連			

※事業実施位置図を添付のこと

(別紙 1 - 1)

〇〇市町村〇〇地区
単位：ha(少数第2位まで)

集落名(集落コード)	集落面積(k m ²)	全農地面積	農地(棚田等)面積	左記の平均勾配	筆数	耕作放棄農地の筆数・面積	備 考
計							

※集落名(集落コード)については、集落センサスに記載されているものを記入すること。

農地(棚田等)面積は全農地面積の1/2以上であること。

地区の農地(棚田等)面積の計が1ha以上であること。

農地(棚田等)面積の平均勾配は1/20以上であること。

耕作放棄地とは、1年間作付けせず、今後作付けする意志のない土地をいう。

(別紙2 棚田等保全活動計画書)

活動及び経費の年間計画表

月	活動内容	活動経費	項目	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
	合計			

○活動経費

(別記様式第3号)

(文 書 番 号)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

鹿児島県 農政部 農村振興課長

保全活動支援事業支援対象組織登録通知書

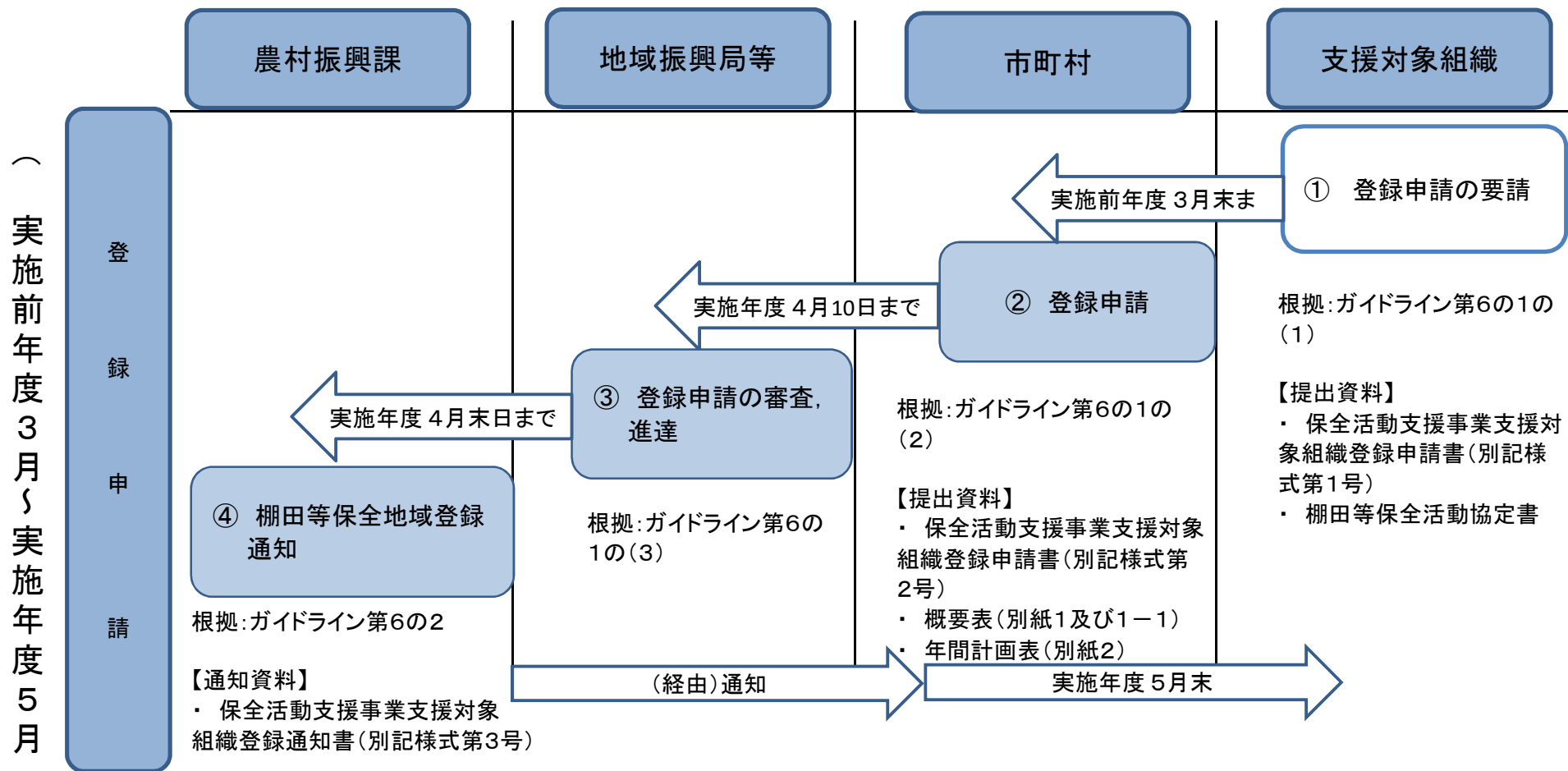
年 月 日付で申請のあった支援対象組織の登録については、鹿児島県保全活動支援事業に関するガイドライン第6の2の規定に基づき、下記の組織について支援対象組織として登録したので通知する。

なお、各組織に対しては、貴職から通知をお願いします。

記

- 1 組 織 名
- 2 代表者氏名
- 3 活 動 地 区 地区

年度棚田等保全活動支援事業 登録申請フロー



令和〇年に登録申請が必要な地区(〇地区)

- ① 再登録〇地区(△)
- ② 継 続〇地区(■)
- ③ 新 規〇地区(☆)